

1 策定の背景と趣旨

本計画は、障害者総合支援法に基づき策定する「市町村障害福祉計画」と児童福祉法に基づき策定する「市町村障害児福祉計画」を一体の計画とするものであり、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障がい福祉に関する成果目標や障害福祉サービス等を提供するための見込量を設定するものである。

2 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間。

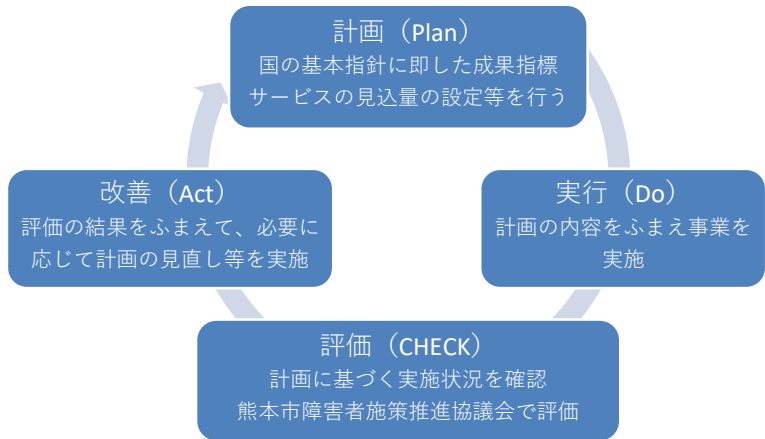
3 基本理念

次に掲げる基本理念に配慮して障害者総合支援法や児童福祉法に基づく業務の円滑な実施を目指す。

- （1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- （2）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- （3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- （4）地域共生社会の実現に向けた取組
- （5）障がい児の健やかな育成のための発達支援
- （6）障がい福祉人材の確保・定着
- （7）障がい者の社会参加を支える取組

4 推進体制(計画の進行管理等)

PDCAサイクルに沿って、成果目標と活動指標について毎年その実績を把握し、「熊本市障害者施策推進協議会」で評価を行います。



第7期熊本市障がい福祉計画・第3期熊本市障がい児福祉計画（素案）について

5 成果目標(令和8年度)

1．福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 障害者支援施設から地域生活への移行者数

令和8年度目標値	46人
----------	-----

(2) 施設入所者数

令和4年度基準値	761人	令和8年度目標値	722人
----------	------	----------	------

2．地域生活支援の充実（抜粋）

(1) 地域生活支援拠点等の運用状況の検討整備

令和8年度目標値	年1回
----------	-----

(2) 強度行動障がいをもつ者の支援体制の整備 【新】

令和8年度目標値	9ヵ所
----------	-----

3．福祉施設から一般就労への移行等（一部抜粋）

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

令和3年度基準値	116人	令和8年度目標値	148人
----------	------	----------	------

(2) 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業の一般就労への移行者数

①就労移行支援事業における移行者数

令和3年度基準値	74人	令和8年度目標値	97人
----------	-----	----------	-----

②就労継続支援A型事業及びB型事業における移行者数

令和3年度基準値	39人	令和8年度目標値	51人
----------	-----	----------	-----

(3) 就労定着支援事業の利用者数等

①就労定着支援事業の利用者数

令和3年度基準値	82人	令和8年度目標値	116人
----------	-----	----------	------

(4) 就労支援体制の構築を推進する協議会（就労支援部会）の設置 【新】

令和8年度目標値	設置
----------	----

第7期熊本市障がい福祉計画・第3期熊本市障がい児福祉計画（素案）について

4. 障がい児支援の提供体制の整備等（一部抜粋）

(1) 重層的な地域支援体制の構築

①児童発達支援センターの設置

令和4年度基準値	4ヵ所	令和8年度目標値	5ヵ所
----------	-----	----------	-----

(2) 重症心身障がい児への支援

①主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数

令和4年度基準値	15ヵ所	令和8年度目標値	現状維持
----------	------	----------	------

(3) 医療的ケア児支援

①医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

令和8年度目標値	設置
----------	----

②医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

令和4年度基準値	14人	令和8年度目標値	18人
----------	-----	----------	-----

(4) 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置【新】

令和8年度目標値	設置
----------	----

5. 相談支援体制の充実・強化等（一部抜粋）

(1) 基幹相談支援センターの設置【新】

令和8年度目標値	設置（継続）
----------	--------

(2) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

令和8年度目標値	396件
----------	------

(3) 地域の相談機関との連携強化の取組

令和8年度目標値	20回
----------	-----

(4) 主任相談支援専門員の配置【新】

令和8年度目標値	9人
----------	----

(5) 協議会における個別事例の検討【新】

令和8年度目標値	12回
----------	-----

6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

令和8年度目標値	活用する
----------	------

(2) 障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果の共有

令和8年度目標値	共有する
----------	------

(3) 指導監査結果の関係市町村との共有

令和8年度目標値	共有する
----------	------

第7期熊本市障がい福祉計画・第3期熊本市障がい児福祉計画（素案）について

6 障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の必要量の見込み

障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の必要量の見込みについては、国の基本的な指針に基づいて、過去の利用実績からの伸び率、アンケート調査等を参考に算出を行っている。

障がい福祉サービス関連

- (1) 訪問系サービス（一部省略）
- (2) 日中活動系サービス
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所、就労選択支援【新】
- (3) 居住系サービス
自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援
- (4) 相談支援
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
- (5) 障害児通所支援
児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
- (6) 障害児相談支援
- (7) 障害児入所支援
福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- (8) 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数
- (9) 発達障がい者等に対する支援（一部省略）
 - ①発達障がい者支援地域協議会の開催回数
 - ②発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援件数
 - ③ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- (10) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置
 - ②ピアサポート活用に係る事業
 - ③精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）【新】の利用者数
- (11) 子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

地域生活支援事業

- ・理解促進・研修啓発事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業
- ・意思疎通支援事業・日常生活用具給付事業 ・手話奉仕員養成研修事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター機能強化事業 ・発達障がい者支援センター運営事業
- ・障害児療育支援事業 ・日中一時支援事業 ・訪問入浴サービス事業
- ・生活支援事業（視覚障がい者の生活訓練） 等